

要望書

厚生年金基金連合会

21世紀の超高齢化社会の到来を目前に控え、厚生年金基金については、公的年金と並ぶ老後所得保障の柱として、一層大きな役割を果たすことが期待されております。

厚生年金基金におきましてはこうした期待に対応すべく鋭意努力しているところでありますが、平成11年に予定されている厚生年金保険法などの改正において、今後の社会経済情勢の変化の中で厚生年金基金がより柔軟かつ安定的に老後所得保障機能を発揮しうるよう、次の事項について特段のご配慮をお願い申し上げます。

1. 免除保険料率の完全個別化等の実現について

厚生年金本体との財政的中立性の確保を図るため、代行制度を前提として、免除保険料率の完全個別化及び算定方法の見直しを実現するとともに、その実施に当たっては、速やかかつ円滑な移行に配慮されたい。

2. 拠出建て給付設計の導入について

給付設計の弾力化の一環として、労使の合意を前提としつつ拠出建て給付設計の部分的導入を早期に図られたい。

なお、導入に当たっては、老後の所得保障機能を十分備えた仕組みとし、給付建て年金と同様の税制措置が講じられるよう配慮されたい。

3. 企業年金法の制定について

今後、厚生年金基金がより柔軟かつ安定的に老後所得保障機能を発揮しうるようにするとともに、厚生年金基金の発展に資するよう、企業年金一般に通ずる要件等を規定する企業年金法の制定について検討されたい。

4. 支払保証制度の位置づけの見直し等について

支払保証事業については、厚生年金基金連合会の事業として実施しているところであるが、平成9年度より、保険的要素を加味した拠出金の大幅な改定を行うとともに、解散以前の対策を視野に入れた総合的な事業として充実が図られたところであり、これをも踏まえつつ、その位置づけ等について引き続き検討されたい。

5. 指定年金数理人制度について

指定年金数理人の中立性・独立性の確立等実態面での環境整備について適切に対応されたい。

6. 厚生年金基金に係る許認可事務等の見直し及び簡素化について

基金運営に係る事務負担の軽減を図るため、許認可事務等の見直し、簡素化等を図られたい。

平成9年12月18日

厚生年金基金連合会
理事長 吉原 健二

厚生省年金局長
矢野 朝水 殿